

年金受給資格期間の短縮に伴い被扶養者として認定できる場合があります

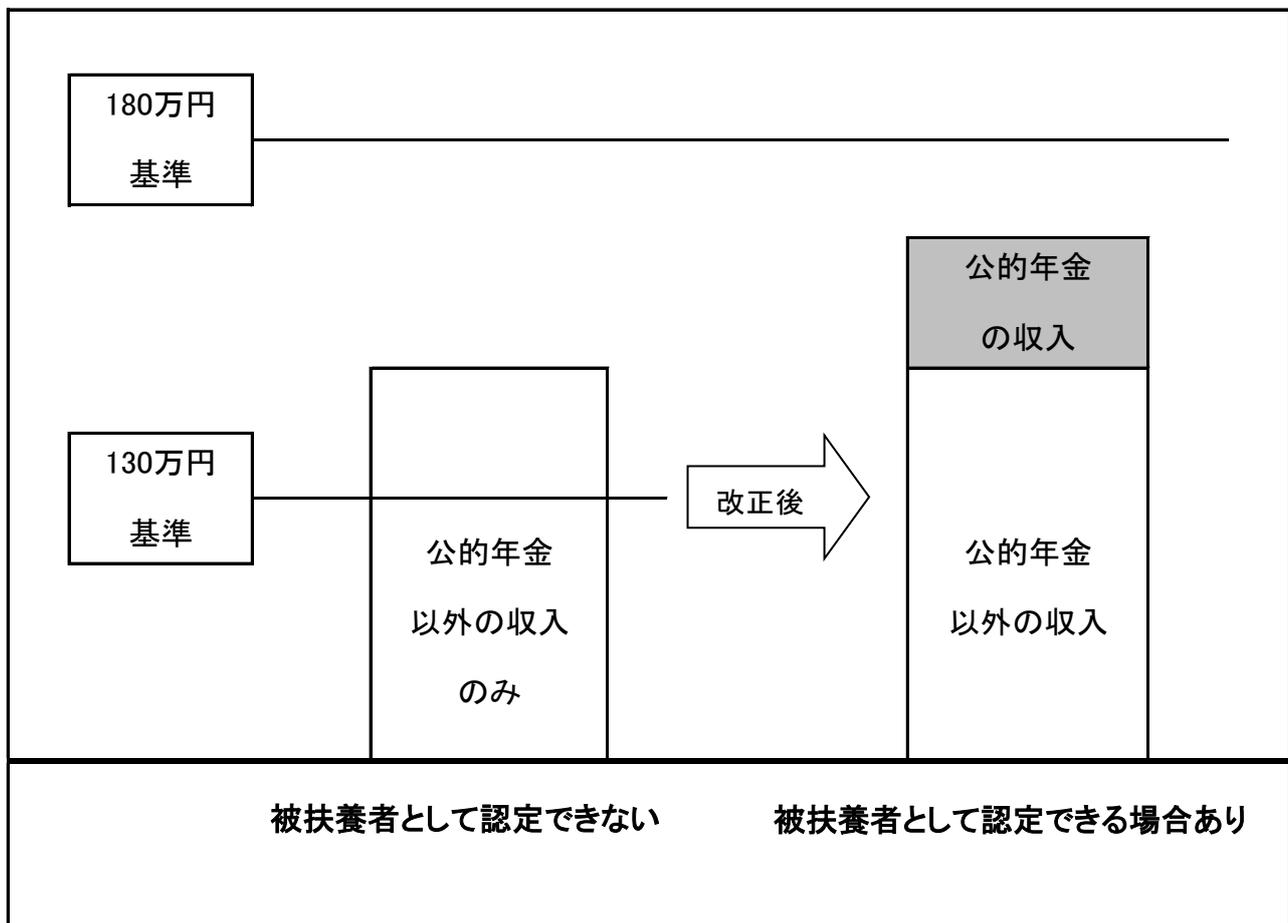
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第84号）により、平成29年8月1日から、年金受給資格に必要となる年金保険料納付済等期間が25年から10年に短縮されました。

これに伴い、60歳以上の被扶養者の認定要件として、従来は公的年金の受給権を有しないために130万円の基準が適用されていた方について、平成29年8月1日以後、公的年金の受給権が発生した場合に180万円の基準が適用されることになりました。

つきましては、平成29年8月1日以後に支給される公的年金と年金以外の収入の合計が180万円未満となる場合は、被扶養者として認定できる可能性がありますのでお知らせします。

なお、60歳以上の被扶養者として認定中の方で、新たに公的年金の受給権が発生し、180万円（父母共に60歳以上の公的年金の受給権が発生している時などは252万円）以上の収入となる場合は、被扶養者の取消しの手続きが必要となります。

また、組合員と別居の父母・祖父母等を認定中の方で、新たに公的年金の受給権が発生した場合は、組合員からの仕送り額（各月に被扶養者の年収の12分の1以上）が変更となりますので御注意ください。



○公的年金の受給権を有しないために130万円の基準が適用され認定できない。



○新たな公的年金の受給権の発生により180万円の基準が適用され、公的年金及び公的年金以外の収入の合計額が180万円未満となることによって、被扶養者として認定できる場合があります。

<参考> 認定基準額(※認定基準額は従来と変更ありません)

被扶養者の認定を受けようとする者の区分		認定基準額
公的年金を受給している	障害年金を受給	年額180万円未満 (月額15万円、日額5千円)
	60歳以上	
	60歳未満(遺族年金等)	年額130万円未満 (月額108,334円、日額3,612円)
公的年金を受給していない		